



手間と費用を掛けずに**遺贈寄附**ができる **全国初！「ふるさとレガシーギフト」を導入**

近年、生前の寄附に加え、人生最期の社会貢献として遺産の一部をふるさとのために使う「遺贈寄附」を望む人が増えています。しかし、様々な要因で遺贈寄附を実行される人は多くないのが現状です。特にこれまでは、遺贈寄附を実行する手段は実質的に遺言しかありませんでしたが、手間と費用が大きな課題でした。そこで、生駒市は、手間も費用もかからず確実に遺贈寄附できるしくみ「ふるさとレガシーギフト」が平成31年4月1日から開始されるのに伴い、全国の自治体で初めて導入します。

■ 手間と費用がかからない遺贈寄附のしくみ

- ① 生駒市は、「ふるさとレガシーギフト」のWEBサイトに寄附の使い道を掲載します。
 - ② 寄附者は、そのWEBサイトで寄附の使い道を確認し、リンクされた信託銀行のホームページから遺言代用信託の資料を請求します。
 - ③ 寄附者は、使い道を指定した上で、信託契約の締結と信託金の払い込みを行います。
 - ④ 信託金は、寄附者が亡くなられたときに、生駒市に遺贈寄附されます。
- ※ 信託金から生じる収益金は、生前に年1回、寄附者に支払われます。

■ 寄附者のメリット

- ・ 手間と費用がかからないので、地域への思いを手軽で確実に叶えることができます。
- ・ 寄附は寄附者が亡くなった時に実行されますが、生前に生駒市から感謝状が贈られます。また、寄附者の意向を直接市長などが伺う場が設けられます。
- ・ 生駒市へ遺贈寄附した寄附金は相続税の対象外となります。

■ 生駒市のメリット

- ・ 遺贈寄附へのハードルが下がることで「地域にお世話になったので遺贈したい」という申し出に答えやすくなります。
- ・ 遺贈寄附を受けることで、自治体の歳入となり、相続財産の市外への流出を抑制し、地域内で循環し地域経済の発展につながります。
- ・ 地域外に居住する地域出身者や支援者からの遺贈寄附も受けやすくなります。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市課税課（課長 平田、課長補佐 坂田） ☎0743-74-1111（内線 281）